

改正関係Q & A (府版)

(注) このQ&Aは、現時点での国の方針等を基に作成したものであり、今後、方針変更によっては修正等があり得ることに
ついて御留意願います。

	サービス種別	区 分	質 問	回 答
1	(予防)福祉用具貸与	軽度者にかかる対象外種目 (移動用リフト)	いすからの立ち上がりはできるが床からの立ち上がりが困難な軽度者(要支援1, 2、要介護1)について、床と座面の高低差を「生活環境においての段差」と見なし、基本調査結果に該当しない方でも、主治医の意見及びサービス担当者会議等により「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当すると判断されれば移動用リフトとして立ち上がり補助椅子を貸与することは可能か。	<p>軽度者に対する対象外種目である移動用リフトのうち、段差解消機については、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなど適切なケアマネジメントにより「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」に該当すると判断されれば保険給付が可能とされているとおり、当該生活環境における“段差”は家屋等の物理的な段差を示しており、立ち上がり補助椅子は該当しません。(平成18年4月改定関係国Q&A(Vol. 2問44)参照)</p> <p>なお、基本調査結果に該当しない方で、床からの立ち上がりが困難な利用者については、手すり等で対応するなどケアマネジメントを通じて適切な支援を検討してください。</p>